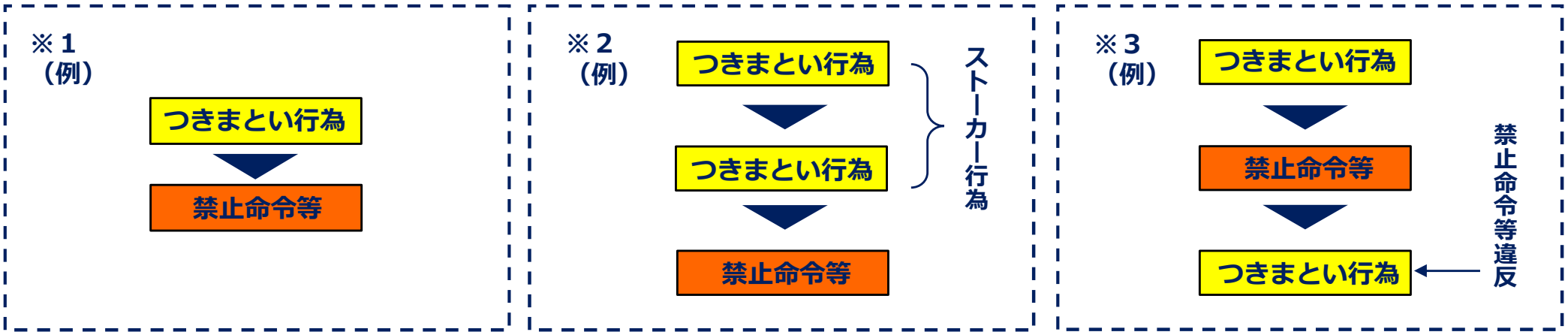
プログラム義務付けの対象者に関する参考統計

資料１－１

禁止命令等有効期間中の再発状況に関する調査

○　令和４年７月から令和７年６月までの３年間に禁止命令等を受けた者及び同期間中に禁止命令等違反に当たる行為をした者について、令和８年６月末までの再発実態を調査したところ、以下の結果が得られた。

	総数	再発者数	再発率
禁止命令等を受けた者	6,548	497	7.6%
うち、ストーカー行為をせずに禁止命令等を受けた者　※１	3,458	224	**6.5%**
うち、ストーカー行為を原因として禁止命令等を受けた者　※２	3,090	273	**8.8%**
禁止命令等違反に当たる行為をした者　※３	462	42	**9.1%**



GPS機器等の装着の対象者に関する参考事例①

資料１－２

令和元年以降殺人・殺人未遂に発展したストーカー事案の例

【統計】令和元年から令和７年までのストーカー事案における殺人・殺人未遂事件

○　令和元年から令和７年までの間に検挙したストーカー事案における殺人・殺人未遂事件は79件あり、危害行為の類型は以下のとおりである。

- 凶器その他の危険物（ライターによる放火等）を使用して犯行に及んだ件数… 60件
- 素手による暴行… 15件

【事例①】池袋商業施設におけるストーカー殺人事件（令和８年３月）

被害者と加害者は交際関係にあったが、交際が解消された後、加害者がつきまとい行為を行うようになった。
令和７年12月に被害者から警察に相談があり、聴取後被害者を自宅に送り届けたところ、加害者が被害者の自宅を注視して待ち伏せしていたことから、ストーカー規制法違反で逮捕。また、待ち伏せ時の車内に果物ナイフがあり、これを所持していたことから、令和８年１月に銃砲刀剣類所持等取締法違反で追送致。同月、性的姿態撮影等処罰法違反で再逮捕。罰金80万円で略式起訴・釈放された同月30日の前日には、緊急の禁止命令等を実施。しかしながら、同年３月、加害者は禁止命令等に違反し、被害者の勤務先に押し掛け、所持していた刃物で被害者を切り付け殺害した後、自傷して死亡した。

【事例②】大阪府堺市におけるストーカー殺人未遂事件（令和７年４月）

加害者は、被害者の勤務先の客であり、被害者に対して一方的に好意を抱き、SNSで被害者を何度も食事に誘うなどしていた。
加害者は、被害者にSNSをブロックされたことに腹を立て、令和７年４月、被害者の居住する集合住宅に侵入し、自室に帰宅しようとした被害者を後方へ引き倒すなどした後、背中を押して２階から階下の踊り場へ突き落とした。その後の捜査により、前記行為後にも加害者による複数回のつきまとい行為が確認されたことから、同月、ストーカー規制法違反で逮捕。翌月、殺人未遂及び邸宅侵入により、再逮捕。同年８月、懲役３年執行猶予５年の判決が確定。

【事例③】高知県高知市におけるストーカー殺人未遂事件（令和５年４月）

被害者と加害者は交際関係にあったが、交際が解消された後、加害者がつきまとい行為を行うようになった。
令和５年４月、加害者が、被害者を軽乗用車に押し込み、被害者の頭部等を金づちで複数回殴打したことから、加害者を殺人未遂罪で緊急逮捕。その後、ストーカー規制法違反で追送致。同年９月、懲役１年６月の実刑判決が確定。

GPS機器等の装着の対象者に関する参考事例②

資料１－３

被害者不在時の危害行為に関する参考事例

○　被害者不在の間に、被害者に対して危害を加えるための準備行為を行い間接的に危害を加えた事案や、被害者不在の住居等に押し掛け、その家族等に危害を加えた事案も発生していることから、**強い危害意志を有する者は、被害者が不在であっても被害者の住居等に向かい、危害行為に及ぶことが十分想定**される。

【事例①】
加害者は、「薬を被害者の飲み物に入れれば、被害者が悩んで自分に相談して、それをきっかけに親密になって、好意を持ってくれるかも知れない」と考え、被害者が職場の机上に置いていたペットボトル内にアコニチンの成分が含まれた液体を注入し、被害者に急性アコニチン中毒の傷害を負わせた。

【事例②】
加害者は、被害者（元交際相手）との交際トラブルや、その母親から交際を反対されたことに対して怨恨の感情を抱き、被害者が不在中の居宅に押しかけ、被害者の母を包丁で突き刺して殺害するとともに、当該居宅（ピアノ教室）に通っていた男子中学生にも傷害を負わせた。

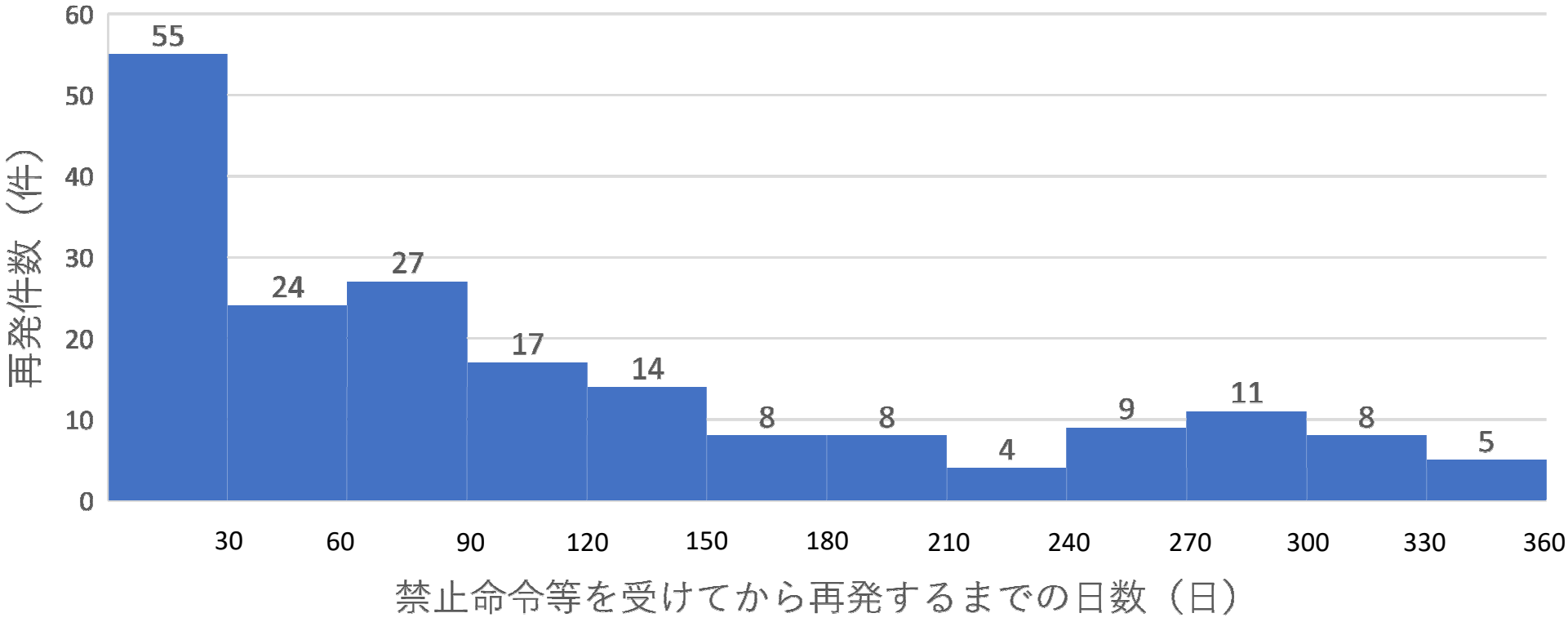
【事例③】
加害者は、被害者に対して好意の感情を抱き、被害者の自宅付近を包丁を持ってうろついたことから銃刀法違反で現行犯逮捕されたが、その約４か月後、被害者に対する好意の感情が満たされなかったことに対して怨恨の感情を抱き、被害者が通う高校の向かいの敷地にある植え込みに隠れて一晩過ごした上、当該高校に侵入し、包丁を所持して被害者を待ち伏せした。

装着命令の有効期間に関する参考統計

資料１－４

禁止命令等を受けた者の再発日に関する調査

○　令和６年中における禁止命令等2,415件のうち、令和７年末までに再発*した190件（当該再発日が当該禁止命令等の期間中であるものに限る。）において、禁止命令等を受けてから再発するまでの期間を調査したところ**約８割が６月経過時点までに再発**していた。



＊　再発：　禁止命令等期間中に、同一被害者に対し、再度、つきまとい行為によりストーカー規制法の罪に当たる行為をしたもの